

医療機関群の決定について

1. 背景

- 医療機関群の決定については、平成 30 年度診療報酬改定に向けた検討の中間報告において、複数の医療機関群の要件を満たす病院については、現行のⅢ群を選択することができる仕組みについて検討することとしている。
- 中間報告を踏まえ、医療機関群の決定について、平成 30 年度診療報酬改定における具体的な対応を検討する。

2. 検討の概要

(1) 選択制をとることの意義

- 医療機関群は、一定の実績要件を満たし、標準的な DPC 病院に比べ病院の医療機能が異なると考えられる医療機関について、基礎係数を設定するために区分している。医師配置や高度な医療技術の実施といった実績要件を満たす医療機関については、自動的にⅡ群に割り振られている。
- 機能評価係数Ⅱのうち、地域医療係数や保険診療係数などについては、各医療機関群により異なる評価となる。また、その他の係数についても、指数を係数化する際に、各医療機関群の中での相対評価を行っている。このため、同じ医療機関であれば指数値は同じであるが、所属する医療機関群が変われば、係数値は異なることとなる。
- Ⅲ群における機能評価係数Ⅱの評価内容の方が、自らの診療実態に合っている等のメリットが明らかである場合には、医療機関が自らⅢ群を選択する方法は妥当と考えられる。

(2) 平成 30 年度改定に係る検討状況

- 平成 30 年度改定は調整係数の機能評価係数Ⅱへの置き換えを完了させる方針であり、医療機関別係数について、制度改正に伴う一定の変動が見込まれる。
- 医療機関群の決定（Ⅲ群の選択制）のほか、機能評価係数Ⅱの再整理や重み付け、これまでとは異なった激変緩和措置の対応等についても検討中であり、各医療機関にとって、平成 30 年度改定に向けて、自ら医療機関群を決定（Ⅲ群を選択）することは、制度改正による不確定要素が多く困難ではないか。

3. 対応方針（案）

- 平成 30 年度改定の具体的な内容については、現時点では不確定要素が多く、各医療機関が改定前に医療機関群を決定（Ⅲ群の選択）することは実質的に困難であるため、平成 30 年度改定では、医療機関群の決定（Ⅲ群の選択）は行わないこととしてはどうか。
- 平成 30 年度改定以降、必要に応じて、引き続き検討することとしてはどうか。